

Q

1

補助人とは

このたび、補助人に選任されましたが、補助人の仕事と責任について教えてください。



A

補助人は、被補助人（補助を受ける人）の意思を尊重しながら、同意権や取消権を行使し、代理権を与えられている場合には、その範囲内で、被補助人の生活、療養看護及び財産に関する事務を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。

【補助人とは】

被補助人は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になり、重要な財産行為等をする時は、援助を必要とする場合があります。そこで、家庭裁判所が補助人の同意を要すると定めた行為について、被補助人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、同意権や取消権を行使するのが補助人です。

また、補助人に代理権を与えられている場合、補助人はその代理権の範囲内で、被補助人に代わって法律行為をすることができます（Q 4 参照）。

家庭裁判所は、被補助人の生活や財産の状況、被補助人との関係、補助人候補者の状況など、さまざまな事情を考慮した上で、被補助人のために誠実に、かつ責任をもって、その職務を果たすことができる方を補助人に選任しています。

【同意権】

被補助人が家庭裁判所の審判により同意を要すると定められた法律行為を行う場合には、補助人の同意が必要になります。補助人は、被補助人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、同意するかしないかを判断することになります（Q 2 参照）。

【取消権】

被補助人が補助人の同意を受けずに契約を行った場合、補助人は、その行為が被補助人にとって不利益かどうか判断し、不利益であれば取り消し、不利益が特にないと考えられる場合には追認することになります（Q 3 参照）。

《財産管理について代理権を付与されている場合》

【財産管理】

財産管理とは、被補助人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書の保管などを行うことをいいます。

被補助人のために必要な費用は、被補助人の財産から支払ってかまいません。ただし、おおまかな金額を見積もるなどして予算を立てた上で、毎月決められた額を引き出し、その中でやりくりしてください。予想外の出費が見込まれるため、予算内でまかなえない場合は、必要に応じて家庭裁判所に相談してください。

【財産管理の方法】

財産管理にあたっては、できれば家計簿（普通のノートで結構です。）をつけるとともに、領収書を保管してください。

【補助人の責任】

このように、補助人の職務は大変重要なものです。そのため、補助人には重い責任が課せられています。補助人に不正な行為、著しい不行跡、その他補助の任務に適さない事由があるときには、補助監督人、被補助人、被補助人の親族、検察官の請求又は家庭裁判所の職権により、家庭裁判所が補助人を解任することがあります。

解任の理由には、被補助人の財産を私的に借用・流用する行為、補助人としての信用・信頼を失墜させるような行為、補助人の権限を濫用する行為、適当でない方法で財産を管理する行為等があった場合又は任務を怠った場合などがあります。

また、補助人が故意又は過失により被補助人に損害を与えた場合には、それを賠償しなければなりません。特に悪質な場合は、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。

【家庭裁判所への相談と補助監督】

補助人は、必要に応じて家庭裁判所に連絡や相談をしていただくほか、家庭裁判所（補助監督人が選任されたら補助監督人）の監督を受けることになっています（これを補助監督といいます。Q 6 参照）。